

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第732号

2015年(平成27年)5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路台帳及び水路台帳の整備に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)4月27日付けで諮問(第732号)された道路台帳及び水路台帳の整備に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市道の管理においては, 昭和62年から道路法第28条に基づ

き道路台帳整備に着手し，平成5年に市全域の道路台帳平面図及び調書を完成している。新たな道路整備による管理道路の追加及び道路の改良等の変化に対応するために毎年台帳更新作業を行ってきたが，道路台帳平面図の原図の劣化が激しくなっているため，道路台帳平面図を電子化，台帳管理システムとして平成27年度から平成31年度までの継続事業として整備することとした。

一方，道路台帳の調書の記載事項には，「道路の敷地の面積」に関する項目があり，国有地・地方公共団体有地・民有地ごとの面積を記載するよう努めることとなっているが，本市においては，所有者別の面積集計ができておらず空欄となっている。土地の所有状況については，問い合わせの度に，公図を調べ，所有者を調べるという作業を行っており，以前から，土地の所有状況を把握し台帳管理する必要があったが，総延長1,300kmの藤沢市道の土地を紙ベースで管理することは非常に労力を必要としたため，実現できていなかった。

このため，道路台帳平面図の電子化に合わせ，道路の土地の所有状況をリスト化し，道路の財産管理をするためのシステム（以下「財産管理システム」）を新たに導入することとした。土地の所有状況を把握し，管理を行うためには道路台帳平面図に土地の地番と形状を重ね，所有状況を明示していく必要があるが，道路管理課ではその情報を保有していないため，資産税課が保有する土地情報及び地番図が必要であり，また，財産管理システムに組み込む必要があることからコンピュータ処理が必要である。

以上のことから，財産管理システムの構築について，藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項，第5項，及び第12条第4項，第5項，並びに第18条に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 本人以外のものから収集し，目的外利用する個人情報について

ア 本人以外のものから収集し，目的外利用する個人情報

資産税課が保有する管理情報のうち別表1の情報

別表1

調査事項	必要な情報
1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳のうち，課税（現況）地目が公衆用道路の土地の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者住所 ・所有者氏名 ・所在地名 ・地番（枝番） ・課税（現況）地目 ・登記地目 ・課税（現況）地積 ・登記地積
2. 税務地図情報のうち，課税	<ul style="list-style-type: none"> ・地番図

<p>(現況)地目が公衆用道路の 土地の情報 縮尺 1 / 2 5 0 0</p>	
---	--

各項目全て電子情報

イ 個人情報の引き渡し方法

必要となる土地情報及び地番図は資産税課保有システムから保守業者がデータを抜き出し、CSV形式及びShape形式のデータにて道路管理課職員が受け取る。受け渡しに使用する電子媒体はパスワード付きUSBを利用し、受け渡し確認の文書を資産税課と保守業者、保守業者と道路管理課にて取り交わす。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

財産管理システム整備のためには、道路の区域に対する土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報(約57,000件)が必要となるが、道路管理課では、その情報を保有しておらず、藤沢市全域の公図を取り込み地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには多額の費用がかかることから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報を収集し、目的外に利用する必要がある。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

今回、利用する管理情報は藤沢市全域に渡る公衆用道路の土地情報及び地番図であり、約56,000件となることから、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、個人情報を本人以外のものから収集すること及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知を省略したい。

なお、代替え措置として、資産税課保有の土地情報及び地番図を道路管理課にて目的外に利用することについて、広報に掲載し周知する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回利用する地番図は、藤沢市道8,400路線、延長約1,300kmの膨大な道路の土地を管理するため、電子化された道路台帳平面図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要なことから、コンピュータ処理が必要となるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報

資産税課が保有する管理情報のうち別表1の情報

ウ 安全対策について

(ア) 道路管理課での安全対策について

(a) 道路管理課に提供されるデータの抽出作業は、安全対策が図られているIT推進課のコンピュータ室で行う。引き渡されたデータは、道路管理課が利用契約する外部のデータセンターに

保管する。このデータセンターは地方自治体専用のネットワーク(LGWAN)上でコンピュータサービスを提供する(ASP)事業者で、LGWANの基準を満たし、は安全対策が整った国際規格ISO27001(ISMS)の取得事業所を選定する。データは道路管理課における財産管理のためのみに使用する。

- (b) データの受け渡しについては、パスワード設定が可能な媒体(USBメモリを予定)を使用し、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、受け渡しの際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。
 - (c) 引き渡されたデータのファイルについてはパスワード設定を行うと共に、道路管理課が利用契約するデータセンターに保管し利用する。地番図のレイヤは閲覧権限を設定し、他課からは閲覧できないようにする。また、土地情報ファイルは閲覧権限のかかったレイヤに付属するデータとして保存し、同様に閲覧権限を設定する。
 - (d) データ受け渡し用媒体については管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネットで管理し、データセンターに保管後は速やかにデータを消去する。
 - (e) 紙に出力したデータは、道路管理課内の業務にのみ使用し、廃棄の際はシュレッダーにて個人情報外部に漏れないように廃棄する。
 - (f) 通信回線は、LGWAN回線を使用し、通信は暗号化される。
 - (g) 財産管理システムは、利用時には担当者毎のID、パスワードが必要で、操作ログが記録される。
- (1) 受託者に求める安全対策について
- (a) プライバシーマーク及びISMSの資格を取得していること。
 - (b) 作業場所は機械警備・監視カメラ・IDカードの導入等によりセキュリティ管理がされていること。
 - (c) データセンターへの入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況が記録されていること。
 - (d) データの編集作業については、業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - (e) 作業場所への職員の立ち会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所の作業場所を設置すること。
 - (f) 端末の操作についてはユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
 - (g) 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
 - (h) 個人情報は常にデータセンターに保存し、外部へ持ち出さないこと。

- (i) 端末については，コンピュータウイルス対策ソフトを利用し，最新のウイルスパターンを適用し，ウイルス対策を施すこと。
- (j) やむを得ず紙に出力したデータについては，作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- (k) データの受け渡しについては，パスワード管理が可能な媒体を使用し，双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に，媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。
- (l) 提供するデータは市の許諾なくして複製しないこと。
- (m) 関係職員については，個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に，個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- (n) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに，業務従事者に周知徹底すること。
- (o) 取り扱う全ての情報に対して，不正な持ち出し，改ざん，破壊，紛失，漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上に加え，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託事業者は遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 包括承認について

土地の情報は日々変化するため，目的外利用する土地情報及び地番図から作成された財産管理台帳においても，常に正しい情報に更新する必要がある。道路管理課にてその変化を個別に毎年更新していくのは相当な事務量を要するため，事務の軽減と的確な事務執行のため，土地情報及び地番図は毎年更新し，最新の情報を利用する必要がある。

(7) 実施時期

2015年（平成27年）6月以降

(8) 提出資料

- ア 道路法第28条（抜粋）
- イ 道路台帳調書
- ウ 道路管理課保有公図（写）
- エ 財産管理イメージ図
- オ システム機器等構成図
- カ 道路台帳GIS整備業務委託仕様書（案）
- キ 契約書（案）
- ク データの保護及び秘密の保持に関する仕様書
- ケ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、財産管理システム整備のためには、道路の区域に対する土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報(約57,000件)が必要となるが、道路管理課では、その情報を保有しておらず、藤沢市全域の公図を取り込み地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには多額の費用がかかることから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報を収集し、目的外に利用する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、今回、利用する管理情報は藤沢市全域に渡る公衆用道路の土地情報及び地番図であり、約56,000件となることから、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知を省略するものである、としている。

なお、代替え措置として、資産税課保有の土地情報及び地番図を道路管理課にて目的外に利用することについて、広報に掲載し周知する、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること、目的外に利用すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略することについての包括承認について

実施機関の説明によると、土地の情報は日々変化するため、目的外利用する土地情報及び地番図から作成された財産管理台帳においても、常に正しい情報に更新する必要がある。道路管理課にてその変化を個別に毎年更新していくのは相当な事務量を要するため、事務の軽減と的確な事務執行のため、土地情報及び地番図は毎年更新し、最新の情報を利用する必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること、目的外に利用すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略することを包括承認する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回利用する地番図は、藤沢市道8,400路線、延長約1,300 k mの膨大な道路の土地を管理するため、電子化された道路台帳平面図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要なことから、コンピュータ処理が必要となるものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(5)安全対策ウ(ア)(a)から(g)及び(イ)(a)から(o)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ア)(a), (b)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(c), (g)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア)(e)
- (d) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (ア)(c)
- (e) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア)(a), (f)

- (f) 日常的な安全対策 (a)(d)

(イ) 受託者の安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (イ)(k)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ)(c), (f)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ)(j)
- (d) データ媒体の安全性を高めるための措置 (イ)(k)
- (e) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 (イ)(a), (b), (d), (e)
- (f) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)(i)

- (g) 日常的な安全対策 (イ)(g), (h), (l), (m), (n), (o)

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託事業者は遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。